

件名 : 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規課 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下のとおり意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見(37)について

私に公正使用規定の導入に賛成します。

現在、公正使用規定が法律で定められていないため、

著作物の使用に際する様々な弊害が生じています。

(例えば著作権団体が障害者のための音声楽譜を許さないという事例が数多く)

著作権は尊重すべきですが、文化の発展のためには、多少の人が公正に著作物を

使用出来るよう、何らかの規定が定められるべきだと思います。

広く情報(作品)の共有が出来れば、文化は発展するに越した

衰退はしないでしょう。

件名 : 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規課 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下のとおり意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見(88)及び(89)について

○ (98)について 賛成します。

○ (99)について 賛成します。

著作権法改正要望について【4. 関連】

- (1) 氏名 (職名): [REDACTED]
- (2) 住所及び電話番号: [REDACTED]
- (3) 意見: 4. 公正使用 (37) について

公正使用 (フェアユース) 規定の導入に賛成する。

まず著作権法の基本に立ち帰ってみたい。著作権法の目的は、その第一条に「文化の発展に寄与すること」と明確に書かれている。

文化の発展をはかるための手段の一つが著作権保護であり、これにより創作 (著作) 活動が促進されるよう動機づけられる。しかし発展をはかるもう一つの要素として、著作物の利用の促進という面がある。つまり著作物は使われてこそ、文化の発展にとって意味があり、使われることで利用者も著作者も共に利益を得る。ところが著作物の保護と著作物の利用は相反する面があり、著作権法では両者のバランスをうまく取ることが重要である。

しかしながら、昨今は著作権の強化のみが一方向的に進んでいるが、行き過ぎた権利強化は著作物の公正な利用を抑制するため、むしろ文化の発展を阻害しかねない。

著作物の利用に関するコスト (利用料や許諾の手続きの繁雑さ) が高くなれば、利用者の方の立場の人間は著作物を利用することをそもそも諦めてしまうだろう。例えば映像作品の中に単なる背景として著作物や商標が映っている場合、これらの権利関係をすべてクリアしようとするとその作業コストは膨大となり、製作自体が不可能になってしまうだろう。

また個人使用の場合でも、著作物を購入してもその利用・使用に様々な制限がついていれば、そもそも消費者はそのような著作物を購入しなくなるであろう。そうなれば著作者にも利用の対価が支払われなくなるので、著作権側、利用者側双方にとって不利益となる。(そのような例として最近では CCCD (コピーコントロールディスク) がある。)

以上の理由より、文化の発展を促進するためには、まず著作物のある程度の利用を保証することが必要であり、そのためには公正使用 (フェアユース) を著作権法に導入するべきであると考えます。

以上

4-302

件名 : 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規課 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下のとおり意見を説明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) 及び (46) について

○ (41) については 反対です。

「個人的に使用する場合は」に限定してしまうと、家庭内における著作物の共有が出来なくなってしまうからです。現行の規定の維持を強く希望致します。

○ (46) については 反対です。

全ての音記録媒体が他者の著作物もコピーする為、これは存在が許されていない「可能性」に対して加えられているのは消費者として、非常に不愉快です。複製に使うのであれば、その媒体に対して補償金を支払う仕組みは、公平な理屈がわかりません。

4-301

著作権法改正に関する要望事項

文化庁長官官房著作権課法係 御中

要望の趣旨	<p>著作権は人権であり、私権である。他人の著作物を複製して自分の所有物とするのに、著作権料を払わないのは、ゆがんだ社会である。デジタル情報時代に合わせて法を改正し、著作権料支払いシステムを含めた図書館資料の電子化に限り、著作権者の許諾なしに認めることを明確にし、この条件下では、31条1項の条件を撤廃することが、著作権法の趣旨に合致する。図書館の世界では未だ関心を集めていないが、法の改正を要望したい。</p>
法改正を必要とする理由	<p>1. 国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの間で協議された「大学図書館における文献複写に関する実務要項」はリストラ合理化時代の図書館現場では全く評価されていない。日本複写権センターの包括契約は、著作権料の決済としては誰の文献が複写されたのかが解らない方式なので、デジタル情報時代には全く意味がない。</p> <p>2. 著メロ著作権料が正確に支払われるのは、デジタル方式だからである。図書館の複写提供も、図書館資料の電子化を進め、パソコンを通じて提供すれば、複写履歴も残るので、著作権料決済システムを組み込む事によって、正確に著作権料の支払いが出来る。またクレジットカード方式を採用すれば、全く人手を掛けずに事務処理が出来る。時代は此処まで来ているのに、著作権法は100年前の発想のままである</p> <p>3. 国の定めた著作権料を支払う前提ならば、著作権者の許諾なしに複写提供できるシステムが迅速な資料提供に欠かせない。デジタル方式であることは、著作権者が独自に著作権料を明示した金額を受け入れることも可能な世界である。</p> <p>4. 図書館から集められる複写提供履歴を元に、著作権料集計データベースを作れば、膨大な作業に成らず現実的である。</p> <p>5. 一日も早く、デジタル情報時代に沿った著作権尊重システムの確立が必要であると考える。</p>
改正条項及び内容	<p>法第31条に4項を加える。</p> <p>4.-1. 図書館資料を電子化する際に、これを使った複写提供に伴って著作権料支払いシステムを含む場合に限り、著作権者の許諾を要しない。</p> <p>4.-2. この条件下で複写提供するには、法31条第1項の制限は受けけないものとする</p> <p>(注、この改正に伴って、著作権料支払いセンターを構築し、各図書館からオンラインで複写提供履歴を集計し、著作権者各自に支払う料金の総括集計をする。こうした作業は(社)日本図書館協会の責任業務であると考え。なおセンター構築に必要な経費を、日本複写権センターが集めた契約金から援助を受ける事は、著作権制度の整備という意味からも容認されるに違いない)</p>
要望者	<p>_____</p> <p>_____</p>

件名 : 著作権法改正要望事項について (4. 著作権等の制限関連)

提出者 : _____

連絡先 : _____

電話 _____

- 対象変更事項 :
- (53) 第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する
 - (83) 行政手続や法令によって定められた義務の履行のために必要と認められる範囲における複製に対する著作権等の制限
 - (84) 特許庁が特許出願に対する拒絶理由通知で引用した文献を、当該特許出願人が複製すること及び特許庁が出願人に提供することに対する著作権等の制限
 - (85) 薬事法を中心とする業務行政に従ってなされる行為に対する著作権等の制限
 - (86) 薬剤師がその業務上または調査、研究のために行う複製に対する著作権等の制限
 - (87) 医薬品の適正使用にかかる情報の収集、提供に対する著作権等の制限
 - (88) 健康危害情報に対する著作権等の制限
 - (89) 医療機関における複製に対する著作権等の制限
 - (102) 自然科学系創作活動によって生まれた著作物(学術論文)に対する著作権等の制限

- 意見 :
1. 上記(53)の要望に対して
理工系医学系学術論文誌に掲載される論文は膨大であり、わが国の学術、技術の発展におおいに貢献しているが、現在の31条図書館の存在によって著作物の大きな市場を失い、権利者と出版者(学会を含む)の利益に多大な影響を与えている。本会が提出した要望(57)の趣旨に従い、31条の条項の見直しが必要であり、現状で対象図書館を増やすことは反対である。
 2. 上記(83)(84)(85)(86)(87)(88)(89)の権利制限の拡大の要望に対して

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房 著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望について【4. 関連】

- (1) 氏名 (職業): [REDACTED]
 (2) 住所及び電話番号: [REDACTED]
 (3) 意見: (39), (103), (40) について。

(39) に賛成する。著作物の利用・使用が不便なものであれば、
 そもそも著作物を対価を払って購入する者は減るであろう。
 (39) の意見は、公正使用として認めらるべきと考える。

(103) には反対する。楽譜と他の著作物と区別しなくてはならない
 理由は全く見当らない。(39) の意見に従えば、自己所有する
 楽譜の複製を禁止する理由はない。

(40) も、公正使用の視点から、反対する。

以上

権利制限拡大の対象としている利用範囲は特に理工系医学系著作物にとって
 重要な市場を形成しており、上記要望事項による制限は「複製が当該著作物の
 通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」とい
 うベルヌ条約第9条に違反するものである。医療、医薬関係産業は福祉に係る
 わが国の重要な産業を構成するものであり、行政、法律の要請による複製を制
 限の対象にすれば、著作物の出版にかかわる著作権者および出版者の損失は計り
 知れない。これらの要望に対しては反対である。

3. 上記(102)の権利制限に対して

学術論文に関し、著作権等を全面的に制限する要望は、情報共有の理念を著
 作権の上位におく考え方であり、特に自然科学系研究者の間に根強いのも事実
 である。しかし、情報の流通にも社会的秩序が必要であり、かつ著作物創作の
 社会的基盤を支える著作権制度は今後とも維持されるべきである。そして情報
 共有の理念にはアイデア・表現の分離によって対応するというのが、現代著作
 権制度の目標である。

学術論文の故に著作権を制限すえうとの要望には、反対である。

以上

■著作権改正要望事項について【4. 関連】

『『再生手段』の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること』という要望について⇒関連要望項目：資料 2-1 の 4-3-(55)

資料 2 の 4-3-(55)において、社団法人日本図書館協会から提出されている本要望につき、当団体からも強く要望いたします。

<法改正を必要とする理由>

日本図書館協会よりの要望書に掲げられているとおり、その必要性は、特に音楽資料を多数扱っている図書館においては、ますます増加している状況である。

<改正条項及び内容>

日本図書館協会より提出されている内容通り

[Redacted]

■著作権改正要望事項について【4. 関連】

「営利を目的としない上映に係わる権利制限規定の見直し」要望について⇒関連要望項目：資料 2-1 の 4-4-(77)

資料 2-1 の 4-4-(77)において、社団法人日本映像ソフト協会及び経団組合日本シナリオ作家協会より提出されている本要望につき、当団体より、反対の意見を述べさせていただきます。

<反対理由>

著作権法においては、一人しか入れないブースでビデオを視聴することも、「公衆向けの上映」ということになると規定されている。

音楽図書館における音楽作品の映像資料は、学習・研究に不可欠の資料として一人～二人の視聴ブースで利用に供されている。

もし、上記露差が通り、第 38 条 1 項から「上映」の文言が削除されることになると、音楽図書館におけるこのような映像資料の利用に対しても、許諾が必要ということになり、莫大の支障をきたすことになる。

また、音楽図書館における映像資料は、商業的な上映を目的とする映画とは異なるため、その図書館内での利用が権利者の利益を不当に害する状況とは考えられない。

そこで、第 38 条 1 項から「上映」という文言を削除するのではなく、「映画の著作物の範囲を「劇場用映画」に限定した上で、「映画の著作物の上映を除く」等の文言を加えていただきたく、強く要望する次第です。

<改正条項及び内容>

著作権法第 38 条 1 項から「上映」の文言を削除することをしないでいただきたい。「上映」および「映画の著作物」の範囲を明確化するよう、見直しをお願いしたい。

[Redacted]

ファクシミリ送信票

送信先 03-6734-3813

ご所属 文行

お名前 長官官房著作権課法規係 様

発信元

〒 [REDACTED] FAX [REDACTED]
 ホームページ [REDACTED]
 e-mail [REDACTED]

送信枚数 (本状含めて) / 枚
 ご返信 要 (すぐ・用件終了後) / 不要

件名 著作権法改正について Date 16 年 / 10 月 / 18 日

私ども出版社は苦心して著作物を刊行いたして
 おります。企画、編集、著者への依頼、
 原稿入手までの作業等々
 買って欲しい、ために刊行いたして下さるか
 読者が各々の立場を利用してコピー
 複製など行なわれれば売れなくなり
 学術専門書などは少数の高額が成り
 立たなくなり
 つまみしては著作権法改正の必要がない
 と考えます
 御高配のほどお願い申し上げます

4-309

FAX

001/001

著作権法改正に関する要望事項【4. 著作権等の制限 関連】

<p>要望の趣旨</p>	<p>医薬品卸売一般販売業者に勤務する薬剤師が、薬剤師業務の遂行のために、医療・医薬品・医療機器等に関する情報の入手、提供を迅速に行うことを可能とする。</p>
<p>法改正を必要とする理由</p>	<p>医薬品卸売一般販売業者は、医療機関、薬局および医薬品販売業者等への医薬品および医療機器等の販売を業とし、薬事法の規定により、管理者として薬剤師の配置が義務付けられている。また、医薬品卸売一般販売業者は、薬事法第77条の3において「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対し、医薬品又は医療機器の適正な使用のために必要な情報を提供するように努めなければならない」と規定され、昨今の医療過誤等の事例を背景に、医薬関係者から迅速且つ正確な情報提供が求められている。</p> <p>以上より、医療の最終受益者である国民に対して、医薬品等の適正使用のために必要な情報が遅滞および不足を容認されるものとは考えられず、情報をより有効に活用する方法を整備する必要がある。</p>
<p>改正条項及び内容</p>	<p>著作権法に除外規定を新設</p> <p>卸売一般販売業者の管理者である薬剤師は、医薬品、医療機器等の適正な使用のために、公表された著作物の著作権者の権利を不当に侵害せず、また自ら不当な利益を享受しない範囲において、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者の依頼に応じ著作物の利用(複製・公衆送信)することを可能とする。</p>
<p>団体名</p>	<p>[REDACTED]</p>

4-310

【4. 著作権等の制限関連】

組目(37) について

国内でフェアユース規定がない為 ネットワークでの著作権の行使ができず、電子音楽配信 (EMD) の整備が遅れているという実態も否めず、その為 早期整備が必要と思われる。現状では電子音楽・映像配信もその事が円滑にインターネット接続事業者に接続している会員に限ったサービス、会員の紹介がないと入会・利用ができないという閉鎖的サービスに限定されたことがあろう。

組目(41) (46) について (41)については検討を、(46)については賛成) 私的複製の禁止については利用側の私的利用使用に対して不利益と著しくおぼやかしく思われる。

私的複製金に関しては、電子計算機及び周辺機器に適用されない事を盾に音楽業界の CD規格に準拠せず、効果がないソフト音楽ソフトで消費者が混乱した事もあり、早期見直しが必要と思われる。また、私的複製について、デジタル放送では著作権保護の暗号化で、制限を強化するという状況では利便性の悪化が懸念される。

組目(44) について (反対意見)

技術的保護手段の回避については、海外で CD原盤に SCMS がかけられ、ミニディスク (MD)、デジタルデータ (DAT)、デジタルコンパクトディスク (dcd) に直接私的目的での複製ができずという物があつた。利便性を損ねると思われる。また、dcdに関しては、メーカー (複製) しており、二次保存 (データ CD) である。DAT や MD や Hi-MD への複製) できない状態であるので、その場合、1回のみという条件であれば、認めざるを得ないと思う。

【4. 著作権等の制限関連】(続き)

組目(53) ~ (60) について

複製権の制限の拡大については慎重に行うべきである。利用者の利便性の低下が懸念される事がある。下段 違法利用を目的とした場合は別とする。

組目(61) (反対) について

複製に付随する補償金支払いの義務付けは図書館の運営主体 (学校、自治体等) への負担となす為 望ましくない。

組目(66) ~ (76) について (検討要望) (反対(67) ~ (73))

障害者福祉の阻害となる様子は望ましくない。 (66) については障害者保護の観点から特に望ましくない。 (67) ~ (73) については身体障害者に公平なサービスの供給を阻害する権利制限は福祉上望ましくない。

組目(78) について (検討要望)

店頭での宣伝への制限は、違法である事については、優待すべきでない。 (例えば、家電店で、現行放送とデジタル放送の画質について、インターネットの体感速度の体験等)

反対(79) について

音楽業界・教育・福祉活動の阻害の可能性が高い。

【4.著作権等の制限関連】(続き)

・細目(80)(81)について

書籍等の貸し出しを行う団体・公的機関への影響が大きいので
より望ましくない。

・細目(82)について

図書館での法的制限は2.著作権の権利の細目10及び4.著作権
等の制限関連の細目(80~81)の意見述べた様に影響が大きく、
また、利用者側りの文化の発展への阻害が大きいとある。

・細目(83)~(85)について

公文書の著作権制限は慎重に検討すべきである。

※公文書作成者の私的複製が必要になる場合もあり、公文書の複製
が行政手帳にも必要である場合がある。

・細目(86)~(89)について

医療機関の情報開示が行われている中、著作権制限で
情報開示を妨げる事にもなりかねない。慎重に検討すべき

・細目(90)~(91)について

技術上の進展を妨げかねない。慎重に検討すべき

・細目(93)について

細目(92)との矛盾・内蔵された著作物のバックアップの拘束での
不利益がある為、慎重に検討すべき

・細目(98)(99)(100)について

海外と比較して非常に厳しく個人的な趣味の範囲での
改変等が私的目的であると規制される事となり、特に細目
(98)では更に人格権を侵害する。特に細目(97)のフェアユース規定
の創設と矛盾する点もある

【4.著作権等の制限関連】(続き)

・細目(101)について

インターネット上の情報複製に対する著作権の制限については

細目(97)のフェアユース規定創設を併せてすべきである。

また、ニュースサイトの二次的利用(ポータルサイトでの保存等、

ニュースサイト側の記事消失後の当該記事の保存)に対する制限を
加えると過去の情報やBBSでの議論等の場を失う。

・細目(102)について

慎重に検討すべき

・細目(03)について(反対意見)

業法の除外は、音楽的著作物であり、除外するのは矛盾で
はないかと疑問を感じる。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: [redacted]
件名: 著作権法改正要望事項について【4 関連】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房著作権課法規係 御中

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [redacted]
所属: なし (一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

[redacted]

「著作権法改正要望事項について」【4 関連】

意見ここから

【4. 著作権等の制限】
「障害者に関する制限」(66)～(76)について

(66) から (76) いずれについても賛成である。
障害者にとっては、ある著作物利用法が使用のための唯一の方法であることが多い。障害者が得られる情報量を少しでも健常者に近づけるためには、そうした「唯一の方法」を何の妨げもなく実行できるようにしなければならない。障害者が国民として保障されている文化的生活を送るためには是非実現して戴きたい要望である。
障害者のための権利制限であれば、権利者の理解も得られるのではないかと思う。

意見ここまで

[redacted]

4. 著作権等の制限

○ 一般的な権利制限規定 (いわゆるフェアユース規定など) の導入。
権利制限規定が限定的に解釈されがちな現状においては、著作物利用への過度の萎縮の防止から、フェアユース規定を明示的に設けるべきである。もちろん、できるだけ具体的な個別条項を設けることも必要であるが、著作物の利用の多用の中、法がある程度の幅を認めておくことが (権利強化の流れの反射としても) 必要であると思われる。

○ 私的使用のための複製に関する制限 (技術的保護手段に係る事項を含む)。
(39) 私的複製について、自己の所有する出版物等から自己の用に供するための複製 (執務用を含む) を行うことに対する著作権等の制限
著作物の化体した有体物に対する所有権との関係が問題となる。中古販売等ともかかわる問題であると思われるが、このような場合、所有権の利用・処分に委ねられるというべきである。

(40) 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器による私的複製に対する著作権等の制限の例外を、出版物から著作物が複製される場合にも適用する。そもそも、複製機器の態様によって自己利用が制限されるのか疑問である。(むしろ現行規定を削除する方向で検討するべきと考える。)

(41) 私的複製に対する著作権等の制限について、「個人的に使用する場合」に限定少なくとも「家庭内」についてはこれを認めるべきである。「その他これに準ずる」範囲については明確にするのがよいのかもしれない。

「著作権法改正要望事項について」[4関連]

(42) 私的複製に対する著作権等の制限について「著作者の正当な利益を不当に害する場合」を除く。

私的複製に限定をかけるという議論があるが、結局は、制限をこえる複製がその名のもとで行なわれているということにすぎないように思われる。(個人使用目的の大量コピーがその人限りで問題になることはほとんどないといってよい。)'私的複製'概念を整理すれば足りるように思われる。

(43) 私的複製に対する著作権等の制限について「権利侵害物であることを知らずに行う場合」を除く。

結局の所、違法に複製されたものを、情を知って、複製すれば違法と解すれば足りると思われ。かかる趣旨の法案には賛成できる。

(45) 保護技術に反応しない「無反応機器」を規制することは反対である。著作権保護の名もとの過度の規制は避けるべきである。

○ 私的録音録画補償金

私的録音録画補償金の具体的分配額についても、協会が責任をもって情報を公開するような制度を望みたい。簡便に情報に接することができるように、管理するべきである。なお、額の適正を図ることは言う間でもない。

○ 図書館に関する制限

(51) 第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含める。「図書館等」相互のやりとりであれば、借り受け資料も含まれるとするのが、図書館に関する制限の趣旨であると思われる。図書館の社会的役割からすれば、これを明示的に肯定しておく必要があると思われる。

(52) 図書館等において、官公庁作成広報資料、報告書等については、「一部」ではなく「全部」につき複写による提供ができるようにする。

図書館の社会的役割からすれば、肯定することに意義ある一方で、これを認めても、特に権利者に不都合はないと考える。

(53) 第31条により著作権等の複製権が制限される施設を拡大する。

立法問題というより、政令指定しない行政の不備のように思われる。改正を待つまでもなく、政令で対処されるべき事項のように思われる。ただし、行政庁に不備是正の姿勢が見られないような場合には、法改正をして「で政令で定めるもの」との条項を廃止することも、立法問題として検討できるところである。しかしながら、そもそもの政令委任式は機動的な運用ができるための制度ではないだろうか。

(54) 図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトに対する著作権等の制限

自宅なら問題なく、図書館では問題ということの方が理解しにくい。今日においてインターネットでしか取得できない著作物もおおい。そうだとすれば、特に自宅でインターネットできない人のためにも、そのようなサービスを認めるべきではないだろうか。それが、図書館の公共的役割であるように思われる。

(55) 「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存に対する著作権等の制限

文化の発展に寄与するという法の目的からすれば、認める必要性があるし、「再生手段」の入手が困難であるという許容性もある。権利者保護に向けた改正はすぐになされるのに対して、文化消失のおそれがあるものに対する改正がおそいこと自体、過剰な権利保護意識のあらわれではないだろうか。(このような態様での複製が直ちに違法と解されるとは思わないが、) 早急に改正するべきである。

(56) 図書館等による図書館資料の公衆送信 (FAX・インターネット等) に対する著作権等の制限

今日の科学技術の発達からすれば、そもそも「公衆送信権」一般について「公衆」から「特定人」を排除するような立法改正がなされるのが望ましいと思われる。図書館に限るのであれば、なおさら改正されるべきである。

(57) 第31条にいう「調査研究」から、「商業目的の調査研究」を除外する。

個人や学術研究目的の利用は幅広く認められるべき一方で、商業目的であれば、除外してよいと思われる。例えば、ゼンリンが主張されていることからすれば、営業活動の為の地図の複製であれば、研究目的もなく、営利活動のための複製であって、許されないといいてもよいように思う。しかし、商業活動でも、企業研究はどうすべきか。企業研究でも社会の役に立つことはかわりない。一方、例えば研究を職とする大学教授もそれによって利益を得ている点では、企業となんらかわりはない。また、企業による研究でも公益目的については商業目的とはいえない(広告効果はあるが)。限界の判断は困難な問題であるが、なんらかの除外は必要であると思われる。

(58) 第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者に限定する。

物的な図書館外でも図書館の資料を「利用」する者であることにかわりない。著作物を発行的に利用するには、閲覧が基本であるという考えは現代社会において成立しないのではないだろうか。

(59) 第31条にいう「利用者」を個人に限定する。

(57) と関連する。企業と関連すれば、違法というのであれば、かかる限定も可能と思われるが、その判断は難しいように思われる。

(60) 第31条により認められる複製は、図書館職員によるものであることを明記する。

セルフであっても、範囲を逸脱しないかぎり許されているように思われる。そのような措置を講じているかどうかという猶止めでもいいように思われる。

(61) 図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。

図書館の公共的役割をどのように捉えるかと関連する。

ところで、仮にこれを認める場合、補償金額、その分配はどうするのであろうか。専門書文献になればなるほど図書館の複写が用いられると考えられることから、書籍の販売料などに比例されるべきではない。(経費や公益事業費を除いて)当該著作物に分配するであろう。この場合、同時に図書館の複製管理は徹底されることになる。補償金額は1頁1円で一定額以上についてのみ著作者に還元し、それ以外は経費や公益事業にあてるとして、いったいどれくらいが著作者に還元されるのであろうか。手間だけがかかるように思われる。

○ 教育に関する制限

(62) 教育機関における公衆送信に対する著作権等の制限について、同時ではない自動公衆送信の場合も含める。

異時についても認めることは教育目的からも有意義と思われる。同年度内などの限定をかければ特に不都合もないように思われる。

(63) 教科書に掲載された著作物については、著作権を必要最小限の範囲に制限(副教材への利用について、一般論として引用が成立すること、転載できること、テスト等に利用できること)する。

教科書のみならず、副教材も必要であることからすれば、教科書を用いた学習をより意義あるものとするため、35条但書の要件で、認めてよいものと思われる(許諾が得られなければ副教材が作れないというのも不都合である)。権利者との調整は、33条2項の基準をもとに、(教科書利用の額より低くない)相当な額の補償金の支払いを要するとすればいいように思われる。

なお、一般的な引用概念の整理が必要であると思うが、(個別的には引用の場合もあるだろうが)教材利用が広く「引用」にあたるというのは困難であると思う。また、36条は入試問題の特性によるもので、教材とは次元の異なるものと思われる。あくまで副教材としての例外と考えれば足りると思われる。

(64) 学校等の教育機関における複製に対する補償金

一般論として導入することは問題ないが、補償金の額の基準や分配についてはどのようなものであろうか。

(65) 教科用図書に係る複製権の制限は、教師用指導書へ「準用」されているが、一枚刷りの図版や掛図、CD-ROMなどに掲載されないようにする。

明文化するべきように思われる。

○ 障害者に関する制限

一般的に著作権者が意図した状態では、当該著作物に換することが困難である場合、特に権利者がそれを否定しないかぎり、それを撮取可能な状態にすることは許されるべきように思われる。権利制限自体は広く認めた上で、権利者の権利が不当に制限されないように、配慮する必要があると思われる。特に高齢化社会において、かかる態様は増えることも考えられるので、権利者保護の方策も検討する必要があるように思われる。今後、権利者側で対応することも考えられるので、社会の流れにも注意する必要がある。

○ 非営利・無料・無報酬の上映等に関する制限

(77) 非営利・無料・無報酬の映画の著作物の「公の上映」に対する著作権等の制限の撤廃

現代において広く「公の上映」を認める必要性は乏しい。もっとも、図書館については、権利者を不当に害しない限度で許容し、補償金で対応することも可能と思われる。

(78) 店頭でもデモ等のための上映権・公衆への伝達権に対する著作権等の制限
デモであっても、著作物に接していることにはかわりない。BGM同様、または映像分においてそれ以上の効果があるともいえる。デモであっても、人気番組が流れていることによる集客効果も否定できない。

一提案としては、操作性確認の為の一次的な放送視聴は例外とし、継続的なデモはテレビ番組については、公共放送の役割から日本放送協会の著作物に限る、としたり、DVDやビデオデッキの再生デモについては、作品の1/10に限るなどの方策はどうだろうか。もっとも、受信性能を除いてはデモ用ソフトを製作（許諾）すれば足りるので、店頭デモの例外を広く認める必要性はほとんどないと思われる。

(79) 公益法人等による音楽の普及・教育及び福祉等を目的としてなされる音楽の演奏に対する著作権等の制限
音楽教育機関における教育利用については制限することに意義があるように思われる。他方、一般的な福祉目的は疑問である。音楽普及目的での音楽著作物の利用については制限することも不合理ではないと思われる。

(80) 書籍・雑誌の貸与権が制限される要件の一つである「無料」の要件の明確化
(81) 書籍・雑誌の「営利・無料」及び「非営利・有料」による貸与を権利制限の対象とする。
法の意図を明確にすることは必要と思われる。

(82) 図書館における貸出しに対して相応の法的制限を設ける。
図書館は著作物（特に書籍）の文化の発展に寄与するものである。他方で、同様の趣旨で再販制度が採用されている。再販制度は一面で、営業の自由を制限するにもかかわらず、図書館の貸与についてのみ、民間営業を阻害するということも理由にこれに制限をかけるべきという主張は理由とならない。

もっとも、図書館による貸出しについて著作物の権利に配慮する必要があることも否定できない。新刊本の販売を阻害するような形での貸出しは一定限度制限する（図書館利用者数あたりの最大配置数設定）などの措置は必要かもしれない（一定期間の配架禁止とはするべきではない）。

○ 行政手続に関する制限
むしろ調整のための制限規定のないことの方が立法不備と思われる。改善されるべきである。

○ 医療に関する制限
必要と認められる限度で、権利者を不当に侵害しない限り複製を認めるべきように思われる。そのように解しても、性質上、当該著作者の意思に反するとはいえない（権利者が黙示的許容するところ）と思われる。

○ 電子機器等に関する制限
著作物のデジタル化に対応した権利制限規定がおかれるべきである。

(90) キャンピング等通信過程の効率化を目的とするための複製に対する著作権等制限

(91) コンピュータのメモリへの瞬間的・過渡的蓄積など、機器の内部等で行われるもので機器の技術的構造上、不可欠に生ずる蓄積（瞬間的・過渡的なもの）に対する著作権等の制限
コンピュータ処理の上でなされる必要かつ合理的な複製は、権利制限よりむしろ、非侵害みなしと考えるはどうだろうか。

(92) プログラムやデジタル方式のコンテンツのバックアップ、リプレース等を目的とした複製、翻案に対する著作権等の制限。あるいは、これらために供される公衆提供自動複製機器を違法な公衆提供自動複製機器から除外。
公衆提供自動複製機器を違法な公衆提供自動複製機器としていること自体がナンセンスである。

(93) 携帯電話などの機器の保守・修理等に伴う著作物の複製に対する著作権等の制限
バックアップ目的での複製は許されるべきように思われる。もっとも、緊急用バックアップのデータ媒体移転とそれ以外のデータの媒体移転についてどのように考えるべきかが問題である。たとえば、携帯電話のダウンロードデータをバックアップすることは可能で、買い換え時のデータ移転は許されないというのは不均衡である。

(94) 技術や機器の研究・開発過程で行われる、評価・検証目的での著作物の利用に対する著作権等の制限

(95) プログラムの調査・解析に関わる中間的複製・翻案行為に対する著作権等の制限
目的達成の為に必要ながぎり非侵害みなしとするのはどうか。

(96) プログラム著作物の複製物の「所有者」について認められている複製・翻案に係る著作権等の制限を、「合法的な占有者」にも認める。

(97) 予め当該プログラムの著作物の著作権者がバックアップ用のディスクも提供する場合、そのディスクのみの譲渡を制限する。

プログラム著作物のバックアップに関してはそれを認める一方で、権利者がそれに起因し不当な不利益を被らないようにする条項が必要である。

○ 人格権の制限

(98) 同一性保持権（第 20 条）の内容を「意に反して」から「名誉声望を害する態様で」に改める。

確かに「意に反する」ではあまりにも著作物の利用を害されることになりかねない。人格権を侵害するような態様に限定すべきである。

(99) 著作物の複製物を、個人的又は家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内で使用するための改変に対する人格権の制限
「閉鎖領域内」であれば、人格権侵害とはいいにくいように思われる。人格権である名誉の毀損も、外部的な社会的評価の低下と考えられていることとの均衡を図る必要がある。

(100) プログラム及びデータベースの著作物に対する人格権の制限
確かに著作物によっては、人格権を認める必要のないものがあるように思われる。単に財産的側面の保障で足りるようにも思われる。

○ その他

(101) WEB 上の情報の複製に対する著作権等の制限

「WEB 上」だからという理由で権利を制限するという議論もその特殊性からないうところではあるが、かえって著作物の利用が阻害されかねない。一般的な権利制限規定を広げて、それを「WEB 上」についても同様に処理すればいいように思われる。JBMIA の考え方では、WEB 上の情報で、意思表示なきものは、自由に利用できることになるが、あまりにも著作権を無視するものである。

(102) 自然科学系創作活動によって生まれた著作物（学術論文）に対する著作権等の制限
あくまで著作権法の保護は、「表現」であって、内容ではない。必要であれば、自然科学系論文では、著作物の複製を許諾するという慣行を、自然科学系学会等で、つくっておけば足りるよう思われる。

(103) 著作権制限規定から楽譜を除外する。

除外する必要はない。実効性を述べているが、著作権制限規定から楽譜を除外することで実効性が担保されるかは疑問である。あえて 30 条の意義を無視して、例外を規定する必要はないように思われる。楽譜についての出版権者に著作権者より強大に制限（86 条、30 条）の例外を認める必要はないと思われる。

(104) 公開の美術の著作物等に係る権利制限の縮小

公開の美術の著作物については、「従来の社会的な慣行や、設置者の意思などを考慮して、」（作花文雄『詳説著作権法』322 頁（ぎょうせい、1999）。）権利制限されている。「設置者の意思」としては、社会変化にかわってきていることの現れだと思われるが、「従来の社会的な慣行」についてどう考えるか、法律ができて以上難しい。ただ、歩いているだけで目に入るのに、複製できないというのも問題である。（風景の撮影すら困難になる。「物のパブリシティ権」で別途配慮すれば足りるのではないか（前掲作花 323 頁）。

(105) 映画製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作物について、当該映画の著作物の利用に対する著作権等を制限
映画に限らず、映画等の二次的著作物での利用を許諾した以上、原則として、反対を認めないとすることは、利用促進の観点から妥当である。

以上

著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限関連】

- (1) [REDACTED]
 (2) [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

(3) 意見

【改正要望】

(51) 第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含める。

【要望団体】

専門図書館協議会、(社)日本図書館協会

【要望に対する意見】

利用者からの求めに応じて、主に入手が困難となった図書等の資料を図書館間で現物を貸借して利用者に提供することが、大学図書館等で広く行われているが、利用者がその現物を閲覧した後に、その一部分の複写を希望することがある。その場合、図書館員は著作権法31条の解釈に基づき、この複写依頼に対して自館の図書館資料ではないという理由によって複写サービスを行わないことが通例である。これに対して、利用者は目の前に資料があるのに複製を依頼できず、その資料を所蔵館に返却してから所蔵館でしか複写できないということを不合理と考え、非常な不満を表明することが多く、図書館の現場が混乱する結果となっている。

しかし、この場合、所蔵館では結果的に31条に基づく複写として複製物を利用者に提供することになるので、このように「図書館資料」を厳密に解釈することによって著作権者の権利が保護されることにはならず、ただ図書館利用者の不利益となる結果となっている。このため、第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることが、公益的な観点からも適当である。

【改正要望】

(52) 図書館等において、官公庁作成広報資料、報告書等については「一部」ではなく「全部」につき複写による提供ができるようにする。

【要望団体】

(社)日本図書館協会

【要望に対する意見】

公的機関が作成した資料、報告書等については、一定期間を経過すると一般に入手が困難なものも多く、図書館利用者が複製によりそれを入手しようとしても著作権法第31条により無許諾では全文の複写ができず、複写大学における教育、研究に支障をきたすことがある。本来、公的機関が刊行する資料、報告書等については、その内容の周知、活用が求められるところであり、図書館で所蔵している当該資料については全部の複写を許諾なしに行えるようにすることが、その刊行目的からして適当である。

【改正要望】

(55) 「再生手段」の入手が困難である図書館資料の保存に対する著作権等の制限

【要望団体】

専門図書館協議会、(社)日本図書館協会

【要望に対する意見】

大学図書館で所蔵している映像、音響、電子的資料には、一般に市販されている機器がその再生方式を実現できなくなった結果、利用者に再生提供できないものが多数ある。同一内容が新しい形式で市販されていればそれを購入すれば済むが、市販されないものも多く、利用に供するために図書館において新しい形式への変換が必要な場合がある。著作権法第31条2号により資料保存のための複製を行う場合は、原本を破棄することを原則とする解釈が一般的であり、再生方式自体が文化的、歴史的価値を持つものについては、それを行うことができない。

従って、内容の保存と形式保存を同時に行うことが出来るような著作権の制限を設ける必要がある。

【改正要望】

(57) 第31条にいう「調査研究」から、「商業目的の調査研究」を除外する。

【要望団体】

(中) 学術著作権協会、(社)自然科学書協会、出版著作権協議会、(株)ゼンリン、(社)日本書籍出版協会、(社)日本雑誌協会、(株)日本著作出版権管理システム

【要望に対する意見】

商業目的の利用を排除すること自体を無条件に否定するものではないが、「商業目的」自体の定義を権利者はまだ明確に示していない。大学における調査研究は自由な学術情報の流通利用によって保証されるものであり、例えば、原則として商業

目的の利用を排除したことがあったとしても、「商業目的」の恣意的な適用によりそれが阻害されるようなことがあってはならない。「商業目的」の定義、範囲について権利者、利用者双方の十分な合意を形成したうえで行うべきであり、図書館利用者への影響が大きいことがらであるため、慎重に対処する必要がある。

【改正要望】

(58) 第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者に限定する。

【要望団体】

(株) 日本著作権管理システム

【要望に対する意見】

大学図書館で扱う資料は、その主題、年代とも広範囲に及んでいるため、一つの大学図書館のみでそれらを収集することは不可能であるので、利用者の求めに応じた図書館資料の複製を他図書館及び他大学の利用者へ提供することは、現代の大学図書館の基本的な機能である。そのため、国際的にも図書館間相互貸借（ILL）が古くから発達しており、大学における教育研究に不可欠のものとなっている。現在では、国内のみならず海外との図書館相互貸借も盛んに行われており、日本情報の海外への発信の一翼を担っている。

また、図書館相互貸借で利用される資料は、時間的、空間的に入手困難となったものがほとんどであり、図書館間相互貸借によるしか入手手段がない。

図書館における複製を図書館内の利用者に限定することは、国際的にも情報発信を止めることになり、相互主義で行われている図書館間相互貸借において海外の図書館からの複写サービスが受けられないことになる。また、国内においても、各研究者の学術情報入手の道が閉ざされ、学術研究活動に与える損害は計り知れない。従って、第31条にいう複製を求める「利用者」を図書館内の利用者に限定することは反対である。

【改正要望】

(61) 図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける。

【要望団体】

(社) 自然科学書協会、(社) 日本書籍出版協会、(社) 日本雑誌協会、(株) 日本著作権管理システム

【要望に対する意見】

利用者の求めに応じた図書館における複製については、著作権法第31条に基づき、そこに定められた種々の条件を遵守して実施されている。すなわち、著作権者の利

益を損なわないように、著作物の一部、逐次刊行物においては刊行後相当期間を経たものに限り、一人につき一部提供という制限を守りながら運用されている。大学図書館における複写は、そのほとんどが刊行後相当期間を経ているため出版者には在庫のないものや、海外で刊行されたもので一般では入手が困難である資料に限られていることが大学図書館が実施した調査によっても立証されている。図書館はそのような資料の複製を利用者に提供することにより、学術情報の流通を促進し、学術研究活動の活性化に寄与しており、知的生産活動を基盤から支える公益的役割を果たしている。

著作権法第31条で制限された範囲での複製に対して補償金を支払い、なおかつ著作権法第31条による限定が存続するとするならば、我が国における学術研究活動の衰退を招くことになり、海外との情報流通の妨げになることは明らかであるため、図書館における補償金支払に対しては反対である。

【改正要望】

(80) 書籍・雑誌の貸与権が制限される要件の一つである「無料」の要件の明確化

【要望団体】

知財系 BLOG 運営者会議

【要望に対する意見】

附則4条の2の廃止により、「営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」の貸出が書籍・図書についても著作権法第38条の対象となったが、従来行われてきた、図書館における貸出へ影響を及ぼさないための配慮が必要である。図書館における貸出は、貸本業者、レンタル業者における営利目的の貸出と異なり、図書館利用者の調査研究、学習等のためのものであり、公益性の高いものである。大学図書館においては、その所蔵する資料を図書館間相互貸借によって他図書館に貸し出す際に郵送料等の経費を徴収する場合があるが、それらは「料金」ではなくその貸出に伴って発生する必要経費である。この点を収益のための「料金」と区別して明確にする必要がある。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4.著作権等の制限 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係御中

提出期限を過ぎてしまいましたが、可能であれば受領頂きたく、お願い申し上げます。

1. 氏名及び職業:
2. 住所及び電話番号:
3. 意見

現行著作権法では、報道機関等による著作物の利用について特別の権利制限規定を設けておりますが、従来からの新聞・雑誌への利用のみが前提とされ、次第に形成されつつあるインターネット上のジャーナリズムに対する配慮が欠けています。

したがって、報道的な態様による著作物の利用に関する権利制限を定めた著作権法第39条及び第40条の規定をインターネット時代に対応させ、法の目的とするところを引き続き実現するために、次の改正が必要と考えます。

改正条項:
著作権法第39条及び第40条

著作権法の一部を次のように改正する。
第三十九条第一項中「新聞紙又は雑誌」を「新聞紙、雑誌又はインターネットのウェブサイト」に、「新聞紙若しくは雑誌」を「新聞紙、雑誌若しくはインターネットのウェブサイト」に、「放送し、若しくは有線放送」を「放送し、有線放送し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）」に改める。
第四十条第二項中、「新聞紙若しくは雑誌」を「新聞紙、雑誌若しくはインターネットのウェブサイト」に、「放送し、若しくは有線放送」を「放送し、有線放送し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）」に改める。

なお、「1. 著作物の定義」に関する意見書にて、第13条及び第32条第2項の改正を要望しておりますが、この改正が行われない場合は、次の改正も必要と考えます。

改正条項:
著作権法第32条第2項
著作権法の一部を次のように改正する。
第三十二条第二項中、「新聞紙、雑誌」を「新聞紙、雑誌、インターネットのウェブサイト」に改める。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4.著作権等の制限 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係御中

提出期限を過ぎてしまいましたが、可能であれば受領頂きたく、お願い申し上げます。

1. 氏名及び職業:
2. 住所及び電話番号:
3. 意見

現行著作権法では、報道機関等による著作物の利用について特別の権利制限規定を設けておりますが、従来からの新聞・雑誌への利用のみが前提とされ、次第に形成されつつあるインターネット上のジャーナリズムに対する配慮が欠けています。

したがって、報道的な態様による著作物の利用に関する権利制限を定めた著作権法第39条及び第40条の規定をインターネット時代に対応させ、法の目的とするところを引き続き実現するために、次の改正が必要と考えます。

改正条項:
著作権法第39条及び第40条

著作権法の一部を次のように改正する。
第三十九条第一項中「新聞紙又は雑誌」を「新聞紙、雑誌又はインターネットのウェブサイト」に、「新聞紙若しくは雑誌」を「新聞紙、雑誌若しくはインターネットのウェブサイト」に、「放送し、若しくは有線放送」を「放送し、有線放送し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）」に改める。
第四十条第二項中、「新聞紙若しくは雑誌」を「新聞紙、雑誌若しくはインターネットのウェブサイト」に、「放送し、若しくは有線放送」を「放送し、有線放送し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）」に改める。

なお、「1. 著作物の定義」に関する意見書にて、第13条及び第32条第2項の改正を要望しておりますが、この改正が行われない場合は、次の改正も必要と考えます。

改正条項:
著作権法第32条第2項
著作権法の一部を次のように改正する。
第三十二条第二項中、「新聞紙、雑誌」を「新聞紙、雑誌、インターネットのウェブサイト」に改める。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: [redacted]
件名: 著作権法改正要望事項について[る. 関連]

パブリックコメントの締め切りが本日までと勘違いしてましたが、本日受け付けていただけますか？

- ① [redacted]
- ② [redacted]
- ③ 以下に

- (57) 第31条にいう「調査研究」から、「商業目的の調査研究」を除外する。
- (58) 第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者に限定する。
- (59) 第31条にいう「利用者」を個人に限定する。

図書館における「商業目的の調査研究」を禁止する項目ですが、大学の図書館は地域貢献を果たす役割が拡大しています。地域産業界などから例えば乳製品の開発などを進めたり、大学との共同研究を進めたりする場において、文献を調査研究し収集する事はよく行われていることです。が、図書館で商品開発に繋がる調査研究の文献収集はできないとか、本を著作出版する目的で文献収集する著作業の人も文献収集はできないという事は、図書館の理念に反すると考えますが。

- (41) 私的複製に対する著作権等の制限について「個人的に使用する場合」に限定
- (42) 私的複製に対する著作権等の制限について「著作者の正当な利益を不当に害する場合を除く。
- (43) 私的複製に対する著作権等の制限について「権利侵害物であることを知りながら行う場合」を除く。

「個人的に使用する場合」と、それ以外の使用を、どういう基準で判断すればよいのかわかりませんが。

- (60) 図書館における複製に対する補償金支払を義務づける に反対します
- (61) 学校等の教育機関における複製に対する補償金
- (62) 図書館における貸出に対して相応の法的制限を設ける
- (37) で提案されている「フェアユース(公正な利用)」

図書館における著作物の利用から補償金など対価を徴収しようとする要望ですが、これらは図書館が担っている「知る権利」や「創造性を育む」事や「知識の広がり喜び」などから人と図書館を選ざけるものとなる「図書館ではやってはいけない国民に対する権利侵害となること」と考えます。そしてこれは「文化の発展」を衰退させるものと考えます。著作権者が「図書館」に対し補償金を要求する背景には、公共図書館が利用者の求めに応じベストセラーを何十冊も揃えた貸し本業の稼を呈したことも一因と思いますが、図書館の理念に立ち返り、むしろ(37)で提案されている「フェアユース(公正な利用)」を導入していただきたいと考えます。

以上です。遅くなり申し訳ありません。

=====
[redacted]
[redacted]
E-mail : [redacted]
tel : [redacted]
fax : [redacted]
=====

- 1. [redacted] tax
- 2. [redacted]
- 3. 4. 著作権等の制限 障害者に関する制限
障害者、高齢者という言葉から、即利用者を限定できず、一般利用者の利用を妨げないと断定し、著作権の制限は出来ないとするのは短絡的思考である。
障害者、高齢者が著作物を利用する場合、聴覚や老眼、その他の身体的機能の低下によりアクセスが困難になる。そのため、音声や文字にしたり、文字の拡大、音声の低速再生などの方法によりアクセスできるようにする必要がある。
大、音声の持ついろいろな情報のうち、言葉の音を文字にすることであり、著作物そのものではない。しかし、音声や文字にしなければアクセスできない高齢聴覚者が1000万人近く存在することを考えれば、社会的課題である。
テレビ放送では、国の策定した2007年までに100%の字幕化を目指して、放送事業者も努力されて、年々字幕放送が増加しているが、生放送などを除く番組が対象であり、放送事業者のみの努力では限界がある。
テレビの音声や字幕化して、映像、音声と同時に視聴できる形で提供する事業は社会的ニーズである。この事業化の際に、著作権の許諾を得なければならぬのは大きな壁となる。
字幕の利用者は、そのニーズを持つものであり、聴覚に障害を持つものが中心であるが、健聴者でも騒音や静穏環境下では必要になるものである。
放送における音声については、インターネットの他、衛星通信その他の方法による場合、著作権を制限すべきである。

[redacted]
このアドレスは、PHSで受信していますが添付ファイルはみられません。自宅PCでも受信しています。添付ファイルが見られます。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名： [redacted] (個人としての意見です)
所属： [redacted]
住所： (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話： (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、本メールの返信先へ御連絡ください。
意見： 以下の通りです。

----- 意見ここから -----

【4. 著作権等の制限】
「一般的な権利制限規定
(いわゆるフェアユース規定など)の導入」
(37) (38) について

(37) (38) の いずれにも賛成する。

(37)
この要望に賛成である。
昨今、個人が著作物(おもに複製物であるが)を扱う場面において、それが常識的な範囲内であっても、著作権者や隣接権者から過重な請求を受ける時代となっている。このような状況を見るにつれ、権利者が利益を追求すべきは主に新品販売での利益確保であるにも関わらず、画策しての努力を怠りながら、他の方法で利益を得ようとする傾向や、私的複製への要求などがそうだ。新品販売による流通量を意図的に減らす、あるいは価格を吊り上げることで「被害を演出し、著作物使用者の使用形態にイチャモンを付け、権利料」を二重三重に搾り取ろうとしている。
このような権利者の横暴を許している原因の一つは、著作権法において、公正な使用に対する権利制限が曖昧にしか定められていない点にあると思われる。だから権利者の主張のままに、本来は公正な使用であると認められるべき行為の範囲が如何様にも狭められる事態となる。何をしても二重三重で対価を求め、常識的な使用行為を禁止し続けていく有様では、著作物が使用される機会がどんどん失われるであろう。知の共有を真剣に考え、それを阻害するような権利者の主張は退けるべきである。一部の金持ちだけが著作物や情報を独占するような世の中でもあるまい、今は。

(38)
この要望に賛成である。
非デジタル環境においてフェアユース規定が望まれるのは当然のことだ。またデジタル環境においても、それに準じた内容のフェアユース規定が望まれる。
「デジタルはマスターと同一のコピーが作れる」「デジタルコピーは非劣化」などという一部の権利者の妄言を裏に受け(著作物の商品価値はデータそのものだけで計れるものではない)、デジタルと非デジタルとの違いを必要以上に強調すべきではない。
たとえば非デジタル環境とデジタル環境との違いで最も頻りに論じられる複製の問題については、法律の規定によって解決すべきではなく(副作用が大きい割に実効性が望めない)、技術的解決策を探るべきなのである。あえて言うなら、法は技術的解決策を後ろ盾することに専念すべきだろう。
つまり、非デジタル環境において許されるべき公正使用は、デジタル環境においても同様に許されるべきである。それには、私的使用の範囲を超えない複製や送信可能化の行為も含まれて然るべきだ。一律に禁止するだけでは何も生まない(権利者の利益すらも)。

----- 意見ここまで -----

4-333

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名
所属

住所
電話

<意見>

モバイルコンテンツフォーラムの意見に賛成である。
インターネット上のコンテンツについて、不当に他の媒体(TV、ラジオ等の放送)に比べて、著作物の利用が制限されている。不法コピーが横行したのが原因であるが、歴史的に不法コピーをしやすく、不法にコピーをできなくすることができる。技術的進歩があり、不法にコピーをできなくすることができる。Winnieなどのファイル交換ソフトの不正コピーの原因はCDやDVD媒体のコピー対策の不備によるものである。CDやDVDの技術的不備が原因で、これらと将来競合するインターネット上へのコンテンツ化の進展を妨げている。今後の技術的進歩とコンテンツのデジタル化によって受ける恩恵を配慮して、今後のコピー対策ができていのであれば、所定の不正使用防止が十分な成果を挙げるレベルであれば、モバイルコンテンツフォーラムの意見をさらに進め、どんな目的でもサーバへのアップは許可すべきである。Winnie対策をしたいのであれば、別の方法にすべき出る。

4-334

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、不意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(41)の意見に反対します。

(41)は、著作権法第30条1項の目的を「個人的に使用すること」に限定せよというものです
が、子供から頼まれてビデオの録画ボタンを押してしまった母親を
著作権法違反(複製権侵害)で逮捕起訴して懲役刑を科すことを法的に可能とせよ
という意見を容認することはできません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[3. 関連]

1. 氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
2. 住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

3. 意見
著作権法32条の引用について

(1) 引用の対象となるものの種類
現在、著作権法第32条の引用について、文章のみが引用の対象となっておりますが、画像
の引用については要件を満たしていても引用として認められるのか、それとも画像の無断
複製となるのか判断された最高裁判例がなく、基準がありません。
たとえばウェブページなどにおいて引用の要件を満たして画像を引用したい場合でも、著
作者から「違法な権利侵害である」といわれるおそれがあり、このまま基準が明確でな
ければ、ますます情報量の多くなるインターネット社会において紛争が多くなるものと思
われます。

画像等文章以外の引用の可否について、著作権法で明文化していただきたく思います。

(2) 引用元のなくなった著作物の引用について
従来、書籍等であれば著作物がなくなる、ということはありませんでしたが、近年インタ
ーネットの発達とともに、
著作物の著作、公開とともに、非公開・削除という行為が日常的に行なわれています。
たとえばインターネットのウェブページにおいて一度公開したものの、悪意のある人間に
見られたためあるいは第三者にとって公開されたくない情報であるために削除した。とこ
ろが当該情報を記載していたURLを示すことによりいくらでも"引用"という形で本人が
掲示板や各ウェブサイトにコピーペーストされています。
公表しない権利も憲法21条に定める表現の自由として捉えるならば、著作物が公開停止の
意思をもって事実上削除した場合、当該著作物の引用は不可とされるべきであります。
尤も、単なるウェブサイト構成の変更に伴うリンク切れにとまなう"違法な引用"の自動
的な発生も考えられますが、これを違法とした場合でも親告罪であれば問題なく施行でき
るものとおもわれます。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【1.関連】

氏名:
所属:
住所:
電話番号:

意見: (53) について

医療法第22条第1項及び第2項で設置が義務付けられている病院図書館に収蔵されている著作物を複製出来るように著作権法を改正して下さい。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【3. 関連】

(1) 氏名:
所属: (填装)
(2) 住所:
電話番号:
(3) 意見:

(37)に賛成します。フェアユース規定の欠如がiTunes Music Storeを日本で実施する障害になっているのは明らかで、欧米で広く受け入れられているサービスの開始を早期に実現するため、フェアユース規定を創設すべきです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法について

教育機関特に、小・中・高校の校長および教職員に
徹底させる必要がある。
もし、違反があれば公表し校長の責任を追及する旨
明記すべきである。
また、小・中・高生に投函のメールが携帯より遅れ
るように啓発する必要がある。

勤務先: [REDACTED]
自宅: [REDACTED]